

# 遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針の概要

## 1 基本認識

- (1) 遺伝子組換え技術の将来の可能性
  - ・食糧確保や環境負荷の低減などへの寄与
- (2) 遺伝子組換え作物への都民の不安
  - ・多くの都民が遺伝子組み換え作物を食べることに不安
- (3) 国の法制度の問題
  - ・国で承認したものは、どこでも自由に栽培可能
  - ・一般農作物と交雑・混入するおそれ

承認された遺伝子組換え作物の栽培でもルールがなければ地域で混乱が起こる可能性

## 2 指針策定の目的

### ○ 都の対応方針を定める

消費者である都民の不安を取り除くとともに、都内の農業振興を図る立場から策定

- ① 遺伝子組換え作物の栽培による交雑と混入、経済的被害などの生産・流通上の混乱を未然に防止
- ② 都内産農産物に対する都民の信頼を確保

## 3 指導方針

- (1) 栽培への指導
  - ① 一般ほ場での栽培への指導
    - (一般的な農地での栽培)
    - ・ 事前に都に「栽培計画書」の提出要請
    - ・ 計画書に下記事項の記載要求
      - ┌ 周辺住民の理解を得るための説明会
      - ├ 交雑・混入の防止措置
      - └ 交雑・混入による経済的被害への対応方法 等
  - ② 隔離ほ場での試験研究栽培への指導
    - (隔離された試験研究用農地での栽培)
    - ・ 事前に都に情報提供するよう要請
    - ・ 農水省の「第1種栽培実験指針」の準拠
    - ・ 交雑・混入が生じた場合の措置や経済的被害への対応の明示
- (2) 都に事前に情報提供しないで栽培した場合
  - ・ 栽培が明らかになった時点で、都の指導方針に従うよう要請
- (3) 公表
  - ・ 都の指導状況の随時公表

## 4 指導推進体制

### (1) 評価委員会の設置

交雑防止や経済的被害等に関する専門家で構成

#### 所掌事項

- ① 指導基準設定
- ② 「栽培計画書」に対する科学的評価 (見解・指導方針等)

### (2) 連絡協議会の設置

学識経験者、農業者、消費者及び行政で構成

#### 協議事項

- ① 情報の共有のあり方
- ② 相互理解の促進について
- ③ リスクコミュニケーションの方法や対策



## 5 国への要望

- ① 一般ほ場での栽培指針の策定
- ② 第1種栽培実験指針に経済的被害への対応を付加し、全ての試験研究機関へ適用
- ③ 交雑等についての調査・研究の充実